

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年1月5日	有限会社井上商店 (法人番号1290802023763) 代表者井上利江	有限会社井上商店営業所	輸送施設の使用停止 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第24条の3、法第60条第1項、道路運送車両法第48条	令和4年6月23日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送車両法第48条)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(3)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(4)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(9)輸送の安全に関わる情報の公表違反(安全規則第2条の8)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	12	12
	福岡県築上郡築上町大字 椎田1524番地1	福岡県築上郡築上町大字 椎田1524番地1					
令和5年1月11日	株式会社雄徳物流 (法人番号5300001008206) 代表者徳川雄二	本社営業所	輸送施設の使用停止 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項、道路運送法第95条	令和4年9月8日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	2	2
	佐賀県三養基郡上峰町大字 坊所1570番地28	佐賀県三養基郡上峰町大字 坊所1570番地28					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年1月16日	栄進運輸有限会社 (法人番号6462502000095) 代表者稲川泰幸	宮崎営業所	輸送施設の使用停止 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和4年7月5日、監査実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)運行指示書に係る作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(11)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6
	北海道目梨郡羅臼町麻布町108番地	宮崎県宮崎市新別府町雀田1185番地 宮崎市中央卸売市場関連店舗南側3棟3号					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年1月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年1月18日	保栄物流株式会社 (法人番号6300001009310) 代表者山口保弘	本社営業所	輸送施設の使用停止 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、道路運送車両法第49条第1項	令和4年8月18日、監査実施。14件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)定期点検整備記録簿の記載違反(安全規則第3条の2、道路運送車両法第49条第1項)、(5)点呼の実施等義務違反(安全規則第7条)、(6)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(9)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(13)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(14)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	10	10
	佐賀県伊万里市松浦町中野原2124番地5	佐賀県伊万里市松浦町中野原2124番地5					